

宮古島夏まつり2017出店要項

会 期 : 平成29年7月22日(土)・23日(日)

日 時 : 22日(17:00~21:00)
23日(17:00~21:00)

会 場 : 市内3商店街

1. 出店基準

(1) 出店内容

- ア. 品質・内容とも充実しているもの。
- イ. 包装・意匠及び容器が適切なもの。
- ウ. 比較的多量に生産され、またその可能性のないもの。(作り置きをしない)
- エ. 価格が適切なもの。
- オ. 食品衛生法・意匠及び計量法関係法規に違反しないもの。
- カ. 食品販売における臨時営業許可証を取得しているもの。
- キ. 購買者を故意に欺まんするような内容・包装でないもの。
- ク. 容積又は重量の過大でないもの。
- ケ. 変質又は破損のおそれがないもの。
- コ. その他、実行委員会が出店に相当と認めたもの。

(2) 出店方法

- ア. 指定された日までに価格・数量等を記載した出展申込書を実行委員会に提出し、許可を得ること。
又、食品衛生法に基づく出店予定届を宮古保健所まで提出すること。
- イ. 未成年者への酒類販売は行わないこと。
- ウ. 容器包装における販売物には、必ず消費期限・製造者及び所在地等を表示すること。(ラベル表示)
但し、表示については保健所の指導をうけること。
- エ. 食品販売の簡易営業許可証・酒類の臨時販売免許等のコピーを添付する。
- オ. テント設営・展示台・発電機・販売器具等は原則として出店者側の負担とする。
- カ. 会期中の販売物等における発生ゴミ・汚水(排水)の処理に関しては、**出店周辺清掃を含め出店者各自で処理するものとする。**
- キ. 会期中の営業時間並びに出店方法については、実行委員会事務局の指示に従うものとする。
(違反者は、次回からの出店を検討する)
- ク. 会期中の第三者に及ぼした損害・食中毒等については、出店者の責において対処する。
- コ. 露店等設置届け出書を消防署へ提出すること。

2. 設営及び搬入・搬出

(1) テント設営及び販売物の搬入・搬出

- ア. テントの設営（営業時間）は、7月22日（土）17:00～21:00、7月23日（日）17:00～21:00とし、実行委員会事務局の指示に従うものとする。
- イ. 飲食関係における保存性のない料理及び原材料の補充等については、会場内に車両を進入させない方法で行うこととする。
- ウ. 公道添のまつり運営のため、販売物は都度搬出することとする。尚、販売物及び出店に係る備品等の盗難・紛失に関しては、実行委員会は一切の責任を負わない。
- エ. 出店の際は、地主及び既存店主と各自協議の上、出店する。
- オ. 道路上または歩道に出店する際は、道路交通法を遵守する。（設置テントの撤去を都度行う。）

(2) 会期終了後の後片付け

- ア. 会期終了後は速やかに片づけを行い、商店街界隈の現状回復に努める。
- イ. 出店者は会場を清潔にするよう努め、ゴミは各自で確実に持ち帰ること。

3. 出店の申し込み

(1) 申込み方法

所定の申込み用紙に主要事項を記入し、直接窓口で申込むか郵送又はFAXで申込む。

(2) 申込み期間

平成29年6月12日（月）～平成29年7月14日（金）午後5時まで【期日厳守】

(3) 出店登録料（清掃協力費）

会期終了後のまつり会場（商店街内）の清掃費用として、出店登録料（清掃協力費）を1業者あたり下記の通り申し受けるものとする。

☆2,000円（2日間）・・・1小間（W3.6m×D3.6m未満）

☆5,000円（2日間）・・・1小間（W3.6m×D3.6m以上）

☆自店舗前での営業は一律2,000円

(4) 問合せ・申込み先

〒906-0012 宮古島市平良字西里240番地2
琉球銀行宮古支店ビル3階
宮古島夏まつり実行委員会
（宮古島商工会議所内）
電話：72-2779 FAX：73-1543

受付NO

平成 年 月 日

宮古島夏まつり 2017 出店申込書

事業所名 _____

代表者名 _____ 印

住 所 _____

電 話 _____

【出 品 内 容】

| 商 品 名 | 数 量 (単 位) | 通 常 小 売 価 格 | 当 日 予 定 価 格 | 備 考 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 出 店 予 定 場 所 | | | | |

下記、宣言書へ同意し出店を申し込みいたします。

宣 言 書

私たちは、重大事故に直結する飲酒運転を根絶し、安全で安心して暮らせる社会を確立するために、家庭、職場、地域において

- ※運転するなら酒を飲まない。
- ※酒を飲んだら運転しない。
- ※運転する人には酒を勧めない。
- ※酒を飲んだ人に運転させない。

を徹底し、飲酒運転四ない運動『飲んつか一乗らん作戦』並びに『青少年の深夜はいかい防止』・『未成年者飲酒防止』を強力に推進することをここに宣言します。